

令和7年度 矢切地区意見交換会のテーマについて

（団体名） 小山台町会

（件名） 民生委員業務として適切か疑問な活動について

（具体内容）

私は町会業務をしながら令和4年12月1日付けで委嘱を頂き、現在迄、小山台町会の地区民生委員を1期3年間従事してきた。民生委員をイメージする負担の大きさから、中々、なりてが見つからない理由があり、町会長が民生委員を兼務している背景がある。

民生委員活動の経験を通じて、幾つか民生委員が担当すべき業務なのか等、疑問に感じて来た事があり、是非関係する部署でのご検討をお願いします。

一つは、「生活保護申請に関する事前調査」について、これは生活保護申請が市に出されて後に生活保護申請者の居住地区を担当する民生委員に申請者と面談の要請が来るものだが、申請者との面談の日時調整が出来ずに時間が経過し、面談要請が来てから半月余り経った頃に、生活保護支給が開始したと市担当課からの文書連絡が来ている。生活保護支給が開始された後に面接する理由が見つからない事や、面接の目的も分からぬ事で、そのままにしている状況がある。

- ① 市からの書類では既に聞き取りを済ませていて、同じ事柄を繰り返し調査することで保護申請者に苛立ちや負担が出ないか不安である。
- ② 保護申請者には年齢の若い精神疾患の方もいて、密室で会話の遣り取りが事故に繋がりかねないと懸念もある。
- ③ 新たな民生委員を若い人に抜げるにも、民生委員の業務説明で生活保護申請者面接は負担に感じてしまう為、新たな民生委員確保に障害となっている。

生活保護開始が直ぐに出てからの調査目的は何か、生活保護開始に向けた事前調査では無かったのか、この「生活保護申請に関する事前調査」を民生委員が行う目的と、その調査結果活用目的をお聞きします。

また、調査を民生委員に求める事は不要で、民生委員信条にある「常に地域社会の実情を把握することに努める」活動であっても、生活保護者の情報の結果を後日情報として受けとるだけでも良いと思い、見解をお伺いします。

次に、松戸市社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付金償還残高」の通知を資金融資を受けた個人宅への配達ですが、定期的に融資残高のご家庭に通知書を届ける作業を民生委員が代行するもので、郵便物配布作業である。

返済が滞った時に民生委員が対応する必要があると思うが、通知書の封筒は封印されておらず開封可能である。民生委員として残高明細を知る必要は無く、日常的な配達作業は本来の郵便ルートで行うべきと考え、担当部門の見解をお尋ねします。

（回答）

- 生活保護申請にかかる民生委員調査につきましては、生活保護法及び関連通知に基づき民生委員の皆様に対し「当該世帯の生活状況及び当該世帯への援助の有無とその内容」について報告等の協力を願いすることとしております。また、その使用目的は、福祉事務所が「保護申請中の世帯について保護

の要否・種類・程度および方法の決定」に際し参考とするためとなっています。世帯の日常的な状況にかかるこれらの情報は保護の決定等に際し重要な情報なのですが、ケースワーカーによる一度の訪問調査のみでは得ることが難しいため、民生委員の皆様のご協力が頼りとなります。

- しかし、生活保護は緊急性の高い支援制度でもありますため、法により迅速な保護決定の義務が定められており、状況によっては民生委員の皆様の調査結果を待たず保護の要否判定を行わなければならなくなることもあります。ただし、その場合でも保護決定後にご提出いただいた民生委員調査で保護の要否にかかる新たな事実が判明した場合などには再度の確認、要否判定を行いますので、民生委員調査の意義が失われることはありません。
- また、処遇が困難な世帯にあってはその事実を事前に把握しご担当の民生委員の方にも共有して対応を協議させていただいております。
- 民生委員の皆様の地域に密着した視点は生活保護行政実施のうえで欠かすことができないものと認識しており、本件に限らず疑問点やご意見などがございましたらご説明等対応させていただきますので、引き続き生活保護制度へのご理解、ご協力を賜れれば幸いでございます。

（回答課） 生活支援課

- 次に、「生活福祉資金貸付金償還残高」の通知を民生委員が届けている件について回答いたします。
- この「生活福祉資金貸付金」の実施主体は千葉県社会福祉協議会となっており、相談・申請窓口を松戸市社会福祉協議会が担っています。
- ご指摘のとおり、一部の生活福祉資金貸付金では、原則として借り受け人への「貸付金償還残高のお知らせ」を、担当民生委員が自宅を訪問して直接交付するようになっており、この理由について松戸市社会福祉協議会に確認したところ、「3ヶ月に1度は担当民生委員と当該世帯とが直接接触する機会を確保することで、見守り発見と適切な援助指導につなげるため」とのことです。
- また、今年5月に開催された松戸市民生委員児童委員協議会の理事会においても、松戸市社会福祉協議会から「残額のお知らせ」のお届けを含めた引き続きの見守り支援をお願いしているとのことです。
- しかしながら、「残額のお知らせ」を届けることが当該世帯と直接接触する機会とはならず、郵便ポストに投函することも多いとの声があることが分かりました。
- 民生委員の扱い手確保のためにも、民生委員の活動の負担軽減を図ることは必要と考えておりますので、今回いただいた「生活保護申請に関する事前調査」及び「生活福祉資金貸付金償還残高」の通知に関するご意見は、松戸市民生委員児童委員協議会に対してお伝えいたします。
- 松戸市民生委員児童委員協議会として現在の運用を検討いただいた結果、意見具申があった場合は、担当課や社会福祉協議会を交えて、取り扱いの是非を協議して参りたいと存じます。

（回答課） 福祉政策課 地域福祉担当室